

総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の育児休業等に関する規則（平成17年総社市規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（条例第2条第3号ア <u>（イ）</u> の規則で定める非常勤職員） 第1条の2 条例第2条第3号ア <u>（イ）</u> の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とする。</p> <p>（条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員） 第15条の2 条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上、かつ、1日の勤務時間が6時間15分以上とする。</p> <p>（部分休業に係る届出） 第17条 略</p> <p><u>（妊娠又は出産に準ずる事実の取扱い）</u> 第18条 条例第23条第1項のその他これに準ずる事実は、次のとおりとする。</p>	<p>（条例第2条第3号ア <u>（ウ）</u> の規則で定める非常勤職員） 第1条の2 条例第2条第3号ア <u>（ウ）</u> の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とする。</p> <p>（条例第19条第2号 <u>イ</u> の規則で定める非常勤職員） 第15条の2 条例第19条第2号 <u>イ</u> の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上、かつ、1日の勤務時間が6時間15分以上とする。</p> <p>（部分休業に係る届出） 第17条 略</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>職員が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る3歳（非常勤職員にあつては、1歳。以下同じ。）に満たない者を現に監護していること又は特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る3歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。</u></p> <p>(2) <u>職員が養子縁組里親として児童（3歳に満たない者に限る。以下同じ。）を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。</u></p> <p>(3) <u>職員が養育里親（児童の親等の意に反するため、養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）として当該児童を委託されていること又は当該児童を受託する意思を明示したこと。</u></p> <p>(その他) 第19条 略</p>	<p>(その他) 第18条 略</p>

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。